

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
ヴィンキュラム ジャパン株式会社
代表取締役社長 瀧澤 隆

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年2月18日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年2月19日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂島浜二丁目1番25号
社団法人中央電気倶楽部 511号室
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 当社と株式会社ヴィクサスとの合併契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.vinculum-japan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 当社と株式会社ヴィクサスとの合併契約承認の件

#### 1. 合併を行う理由

当社は、流通・サービス業に特化して、企画・開発・運用・保守・機器販売等の総合ITサービス事業を国内および海外において大手スーパーマーケットやドラッグストアなど、多くのお客様に高品質なサービスを提供しております。

一方、株式会社ヴィクサス（以下「ヴィクサス」）は、主要顧客グループの流通・物流・流通系カード分野において、システムソリューション、アウトソーシングを主な柱としてサービスを展開しております。

両社は富士ソフト株式会社（以下「富士ソフト」）の連結子会社であり、富士ソフトグループにおいて、当社とヴィクサスは、流通・サービス業界を事業ドメインに事業展開している情報システム会社であります。

IT業界を取り巻く環境は、とりわけ流通・サービス業における顧客企業のグローバル化に伴い、これまで以上に、迅速な対応と安定したITインフラ、そして日本品質のサービス提供が必要不可欠になっております。これらの課題に対処し、安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、両社の経営資源を結集し、一層の経営効率化と更なる業務運営体制の充実が不可欠であります。

両社が保有する顧客基盤、技術力・ノウハウを効率的かつ有効活用することにより、これまで以上に付加価値の高い総合ITサービス事業を提供し、一層の事業拡大を目指すことができるという両社の判断に基づき、このたび本合併を決定いたしました。

株主の皆様には、このような趣旨を十分にご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 合併契約の内容の概要

当社およびヴィクサスが平成24年12月18日付で締結した合併契約の内容は、次のとおりであります。

### 合併契約書（写）

ヴィンキュラム ジャパン株式会社（以下「甲」という）及び株式会社ヴィクサス（以下「乙」という）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併をする（以下「本合併」という）。甲及び乙の商号、本店の所在地は以下のとおりである。

（甲）本店：大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

商号：ヴィンキュラム ジャパン株式会社

（乙）本店：東京都千代田区神田須田町二丁目7番地

商号：株式会社ヴィクサス

#### 第2条（定款の変更）

甲は、定款を次のとおり変更する。

| 現 行 定 款                                                                                      | 変 更 案                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 第1条（商号）<br>当社は、ヴィンキュラム ジャパン株式会社と称し、英文ではV i n c u l u m J a p a n C o r p o r a t i o nと表示する。 | 第1条（商号）<br>当社は、株式会社ヴィンクスと称し、英文ではV I N X C O R P . と表示する。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、リース</li> <li>2. コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービス及び情報収集・提供サービス</li> <li>3. コンピュータシステム及び情報通信システムの管理・運用</li> <li>4. データ入力代行</li> <li>5. コンピュータ及び周辺機器の製造、販売、リース、保守</li> <li>6. コンピュータ及び周辺機器の付属品、部品、消耗品の製造及び販売</li> <li>7. コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版及び教育・訓練業務</li> <li>8. コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行及び労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</li> <li>9. 電気通信工事及び電気工事の施工、設計、管理並びに請負</li> <li>10. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol> <p>第3条ないし第12条《記載省略》</p> | <p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、販売代理店業、リースおよび賃貸</li> <li>2. コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報収集・提供サービス</li> <li>3. コンピュータシステムおよび情報通信システムの企画、設計、導入、管理、保守および運用</li> <li>4. データ入力代行</li> <li>5. コンピュータおよび周辺機器の製造、販売、販売代理店業、リース、賃貸および保守</li> <li>6. コンピュータならびに周辺機器の付属品、部品、消耗品、事務用品の製造および販売</li> <li>7. コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版および教育・訓練業務</li> <li>8. 流通・小売業に関するコンサルティング業務</li> <li>9. コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行および労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</li> <li>10. 電気通信工事および電気工事の施工、設計、管理ならびに請負</li> <li>11. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol> <p>第3条ないし第12条《現行どおり》</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第13条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第14条及び第15条《記載省略》</p> <p>第16条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第17条ないし第19条《記載省略》</p> <p>第20条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第21条ないし第42条《記載省略》</p> | <p>第13条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第14条及び第15条《現行どおり》</p> <p>第16条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>第17条ないし第19条《現行どおり》</p> <p>第20条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第21条ないし第42条《現行どおり》</p> |

### 第3条（合併対価の交付）

甲は、本合併に際して普通株式11,350株を発行し、本合併の効力発生日（第5条で定義される。以下同じ）の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主（甲及び乙を除く）に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.52株の割合をもって割当交付する。

### 第4条（増加すべき資本金及び準備金等の額）

本合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。但し、合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 増加すべき資本金の額：0円
- (2) 増加すべき資本準備金の額：0円
- (3) 増加すべきその他資本剰余金の額：会社計算規則の定めに従い当該金額を決定する。
- (4) 増加すべき利益準備金の額：0円
- (5) 増加すべきその他利益剰余金の額：0円

### 第5条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（合併承認株主総会）

甲及び乙は、平成25年2月19日にそれぞれ臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。但し、合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第7条（資産等の承継）

乙は、平成25年3月31日現在の会計帳簿・貸借対照表及び財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、一切の資産、負債及び権利義務の全部を、効力発生日において甲に引き継ぎ、甲がこれを承継する。

## 第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の財産の管理及び業務の執行を行うものとし、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議しその同意を得なければならない。

## 第9条（本合併後の取締役及び監査役）

効力発生日における甲の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

- (1) 取締役：吉田實、瀧澤隆、下垣博美、谷川文雄、大西誠、藤田俊哉、吉田裕、服巻俊哉、木元覚、佐藤諭、小谷知哉
- (2) 監査役：生嶋滋実、水口賢、村田智之、佐藤吉浩

## 第10条（従業員の承継）

甲は、効力発生日における乙の従業員を全て承継するものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議の上決定する。

## 第11条（費用負担）

本合併に係る甲の変更登記、乙の解散登記及び乙の解散手続きに必要な費用は、全て甲の負担とする。

## 第12条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、  
甲乙協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名  
押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月18日

甲：ヴィンキュラム ジャパン株式会社  
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号  
代表取締役社長 瀧澤 隆 ⑨

乙：株式会社ヴィクサス  
東京都千代田区神田須田町二丁目7番地  
代表取締役社長 吉田 實 ⑨

### 3. 会社法施行規則第191条各号に定める事項の内容の概要

#### (1) 会社法第749条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

##### ① 合併対価およびその割当ての相当性

##### ア 合併対価およびその割当ての内容

当社は本合併の効力発生日前日における最終のヴィクサスの株主名簿に記載または記録された株主に対して、以下のとおり、その保有するヴィクサスの普通株式1株につき当社の普通株式0.52株の割合をもって交付いたします。

|              | 当社<br>(存続会社) | ヴィクサス<br>(消滅会社) |
|--------------|--------------|-----------------|
| 本合併に係る割当ての内容 | 1            | 0.52            |

上記記載の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とヴィクサスとの協議により変更することがあります。

かかるヴィクサス普通株式に対する当社普通株式の割当てにより交付する当社普通株式の総数は、11,350株となる予定です。

##### イ 合併対価およびその割当ての内容の算定根拠等

##### (ア) 算定の基礎

本合併の合併比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は有限責任監査法人トーマツ（以下「監査法人トーマツ」）を、ヴィクサスは野村證券株式会社（以下「野村證券」）を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

監査法人トーマツは、当社について、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による算定も行い、ヴィクサスについては、市場株価が存在しないことから類似会社比較法およびDCF法による算定を行いました。監査法人トーマツによる算定結果は、以下のとおりです。下記の合併比率の算定レンジは、ヴィクサスの普通株式1株について割当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成24年12月14日の株価終値、平成24年11月15日から平成24年12月14日までの1ヶ月間の終値平均株価、平成24年9月18日から平成24年12月14日までの3ヶ月間の終値平均株価、ならびに平成24年6月15日から平成24年12月14日までの6ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

|   | 採用手法    |         | 合併比率の算定レンジ |
|---|---------|---------|------------|
|   | 当社      | ヴィクサス   |            |
| ① | 市場株価平均法 | 類似会社比較法 | 0.39～1.19  |
| ② | DCF法    | DCF法    | 0.50～1.21  |

監査法人トーマツは、合併比率の算定に際して、当社およびヴィクサスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、ヴィクサスおよびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。監査法人トーマツの合併比率の算定は、平成24年12月14日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社およびヴィクサスの財務予測については、当社およびヴィクサスにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

野村證券は、当社について、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、類似会社比較法およびDCF法による算定も行い、ヴィクサスについては、市場株価が存在しないことから類似会社比較法およびDCF法による算定を行いました。野村證券による算定結果は、以下のとおりです。下記の合併比率の算定レンジは、ヴィクサスの普通株式1株について割当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成24年12月14日の株価終値、平成24年12月10日から平成24年12月14日までの5営業日の終値平均株価、平成24年11月15日から平成24年12月14日までの1ヶ月間の終値平均株価、平成24年9月18日から平成24年12月14日までの3ヶ月間の終値平均株価、ならびに平成24年6月15日から平成24年12月14日までの6ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

|   | 採用手法    |         | 合併比率の算定レンジ |
|---|---------|---------|------------|
|   | 当社      | ヴィクス    |            |
| ① | 市場株価平均法 | 類似会社比較法 | 0.46～1.29  |
| ② | 類似会社比較法 | 類似会社比較法 | 0.50～1.43  |
| ③ | DCF法    | DCF法    | 0.48～1.15  |

野村證券は、合併比率の算定に際して、当社およびヴィクスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、ヴィクスおよびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成24年12月14日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社およびヴィクスの財務予測については、当社およびヴィクスにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

#### (イ) 算定の経緯

当社およびヴィクスは、それぞれが選定した上記第三者算定機関から提出された合併比率の算定についての専門家としての分析結果および助言を慎重に検討し、また両社の財務状況、業績動向、株価動向、配当動向等を勘案し、これを踏まえた交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の合併比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成24年12月18日に開催された両社の取締役会において、本合併における合併比率を決定し、同日、両社間で合併契約を締結いたしました。

なお、合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とヴィクスとの協議により変更することがあります。

(ウ) 算定機関との関係

第三者算定機関である監査法人トーマツおよび野村証券はともに、当社およびヴィクスの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(エ) 公正性を担保するための措置

当社は、ヴィクスが当社の親会社である富士ソフトの完全子会社であることから、本合併における合併比率の公正性を担保するために、本合併の実施にあたり、第三者算定機関である監査法人トーマツに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてヴィクスとの間で交渉・協議を行い、上記記載の合併比率により本合併を行うことを、平成24年12月18日開催の取締役会で決議しました。一方、ヴィクスにおいても、本合併における合併比率の公正性を担保するために、本合併の実施にあたり、第三者算定機関である野村証券に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、上記記載の合併比率により本合併を行うことを、平成24年12月18日開催の取締役会で決議しました。なお、当社およびヴィクスは、各第三者算定機関から、公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。また、当社は法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、ヴィクスは法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、法的な観点から本合併の適切な手続および対応等について、それぞれ助言を受けました。

(ウ) 利益相反を回避するための措置

当社の取締役のうち、佐藤諭氏および小谷知哉氏はヴィクサスの完全親会社である富士ソフトの執行役員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会における本合併の審議および決議には参加しておらず、当社の立場でヴィクサスとの本合併の協議および交渉にも参加しておりません。また、当社の監査役のうち、生嶋滋実氏はヴィクサスの完全親会社である富士ソフトの監査役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、当社の本合併に係る取締役会の審議には参加しておりません。当社の取締役会における本合併に関する議案は、上記2名の取締役を除く取締役5名の全員一致により承認可決されており、上記1名を除く監査役2名も賛成意見を表明しております。一方、ヴィクサスの取締役のうち、吉田實氏は当社の親会社である富士ソフトの取締役を兼務しているため、利益相反の疑義を可及的に回避する観点から、ヴィクサスの取締役会における本合併の審議および決議には参加しておりません。ヴィクサスの取締役会における本合併に関する議案は、上記1名の取締役を除く取締役4名の全員一致により承認可決されており、監査役1名も賛成意見を表明しております。

② 合併により増加する当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する当社の資本金および準備金の額は、次のとおりであります。

イ 増加すべき資本金の額：0円

ロ 増加すべき資本準備金の額：0円

ハ 増加すべきその他資本剰余金の額：会社計算規則の定めに従い当該金額を決定する。

ニ 増加すべき利益準備金の額：0円

ホ 増加すべきその他利益剰余金の額：0円

これらの資本金および準備金の額は、本合併後の当社の機動的かつ柔軟な資本政策を実現すべく、会社計算規則および公正な会計基準等を斟酌の上で定めており、相当であると判断しております。

(2) 会社法第749条第1項第4号および第5号に掲げる事項

該当事項はございません。

(3) 株式会社ヴィクサスの最終事業年度に係る計算書類等

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災および原子力発電所事故の影響により、サプライチェーンの寸断、企業の生産や国内需要が減少する等企業活動に甚大な影響をもたらし、厳しい状況となりました。その後、サプライチェーンの復旧等復興努力により、緩やかな回復が見られたものの、ギリシャ財政危機を発端とする欧州の政府債務危機など新たな懸念材料が発生、海外景気の下振れや円高の長期化等、依然不透明な状況にあります。

このような経済情勢の中、当社は継続して流通・小売分野及び流通系クレジットカード分野を中心としたソリューション・ベンダーのリーディング・カンパニーを目指し、ソフト開発事業とITサービス事業及び運用事業の基盤構築と拡大に努めてまいりました。

ソフト開発事業におきましては、前期より継続して開発を行ってまいりました既存のお客様の大型案件について、引き続き万全の体制で臨み順調に開発、納品を行い、その一部についてはシステムの運用を担ってまいりました。一方、新規のお客様につきましては、そのターゲットを小売業に留まらず流通業全般に拡げ、きめ細かな営業を進めることが功を奏し、徐々にではありますが、新規顧客も増えつつあります。同時に、見積会議を通して見積の精度を上げ、さらにPMP (Project Management Professional) や情報処理技術者などの資格取得の促進により、プロジェクト管理能力及び技術力を強化し、収益性の向上を図ってまいりました。

ITサービス事業及び運用事業におきましては、お客様に対して安定したサービスを提供すると共に、情報セキュリティの強化など高度情報化社会に対応したサービスを提供するための諸施策を継続して実行してまいりました。

また、新たな国内事業の展開の一環として、親会社である富士ソフト株式会社とのコラボレーションによる流通クラウド事業について、2011年度からサービスを開始しております。

更に、当社は従来より取得しているISO9001、プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001) などの公的認証の維持、向上に万全を期すことに加え、更なる品質及び生産性の向上を目指し、能力成熟度モデル統合 (CMMI : Capability Maturity Model Integration) のレベル2を取得しました。今後はレベル3の取得を目指してまいります。

そして当社は、更なる事業の成長、拡大のために、社内の基幹情報システムの整備、各種規程の整備、内部統制体制の整備等、社内管理体制の整備も行ってまいりました。

上記の結果、当期の売上高は、178億51百万円 経常利益10億47百万円となりました。また、繰延税金資産が2億67百万円減少した結果、当期利益3億3百万円を計上するに至りました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(単位未満額：切捨て)

| 部 門             | 金 額 (千円)   | 構 成 比 (%) | 前 期 比 (%) |
|-----------------|------------|-----------|-----------|
| ソ フ ト 開 発 売 上   | 8,784,558  | 49.2      | 79.0      |
| I T サ ー ビ ス 売 上 | 3,970,853  | 22.3      | 120.2     |
| 運 用 売 上         | 1,846,063  | 10.3      | 59.2      |
| 物 品 販 売 等 売 上   | 3,249,634  | 18.2      | 130.6     |
| 合 計             | 17,851,108 | 100.0     | 89.1      |

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

特段記載すべき事項はありません。

### ② 設備投資

当期中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

|           |     |                             |
|-----------|-----|-----------------------------|
| 建物附属設備    | ……  | レイアウト変更工事に係る設備 (20,288千円)   |
| 工具器具備品    | ……  | 新センター移転対応に係る設備 (139,139千円)  |
|           |     | システム構築等に係る設備 (50,072千円)     |
| 建設仮勘定     | ……… | クラウドサービス環境構築関連設備 (22,010千円) |
|           |     | システム構築等に係る設備 (51,724千円)     |
|           |     | ネットワーク等構築に係る設備 (42,684千円)   |
| ソフトウェア    | ……… | センターサーバ開発 (48,183千円)        |
|           |     | クイックギフトシステム開発 (82,937千円)    |
|           |     | 新センター移転対応開発 (76,788千円)      |
| ソフトウェア仮勘定 | …   | プライベートクラウドサービス (92,535千円)   |

### (3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

| 区分 \ 年度    | 第25期<br>(平成20年度) | 第26期<br>(平成21年度) | 第27期<br>(平成22年度) | 第28期<br>(平成23年度) |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高        | 22,502百万円        | 25,126百万円        | 20,025百万円        | 17,851百万円        |
| 当期純利益      | 885百万円           | 2,092百万円         | 1,537百万円         | 303百万円           |
| 1株当たり当期純利益 | 484,450円79銭      | 1,144,571円24銭    | 841,243円66銭      | 165,966円33銭      |
| 総資産        | 10,472百万円        | 10,965百万円        | 11,627百万円        | 10,584百万円        |
| 純資産        | △4,421百万円        | △2,307百万円        | △724百万円          | △375百万円          |

(注) 1. 単位未満の数値は切り捨てて表示しております。また、△印は損失を表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。

(増減理由)

1. 第25期の総資産の減少は、借入金の返済によるものです。
2. 第26期の純資産の増加は、利益剰余金の増加によるものです。
3. 第27期の純資産の増加は、利益剰余金の増加によるものです。
4. 第28期の純資産の増加は、利益剰余金の増加によるものです。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、欧州経済不安、円高基調、東アジア情勢不安、自然災害不安等先行き不透明感はなお継続し、企業のIT関連投資が抑制され、業界の競争はますます激化するものと認識しております。

このような中で、当社はIT関連業界での生き残りをかけ、事業の拡大、収益力の向上を目指し、以下の施策を実行してまいります。

- ① 既存重点顧客プロジェクトを納期・品質・コスト面から確実に実行すると共に、次のシステムニーズを先取りし、積極的に提案活動を実施します。
- ② 新規のお客様獲得に向けた具体的な施策を実施します。
- ③ 将来に向けて社内システムの機能強化を実施します。
- ④ 開発技術者の増員とスキルアップを図ります。
- ⑤ ITサービス事業の拡大と、運用事業を安定的に稼働させるための体制を確立します。

これらのことを確保するため、PDCAサイクルの実践はもとより、富士ソフトグループの総合力を活用してまいります。

また、当事業年度末に375百万円の債務超過となっております。当該状況により、継続企業の前段に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。当該継続企業の前段に関する重要な疑義を生じさせる状況を解消すべく、親会社である富士ソフト株式会社に対して取引の継続を含む営業上の支援及び財政上の支援を要請しており、「新中期5ヶ年計画」達成に向けた良好な関係を構築しております。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

- ① コンピュータ情報処理受託業務
- ② コンピュータソフトウェアの開発受託、販売および賃貸業務
- ③ コンピュータ及び周辺機器の販売及び賃貸業務
- ④ ネットワークに関するソフトウェア研究開発
- ⑤ 流通業に関するコンサルティング業務

(6) 主要な営業所及び使用人の状況（平成24年3月31日現在）

① 主要な営業所

| 名 称         | 所 在 地   | 名 称         | 所 在 地   |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 本 社         | 東京都千代田区 | 船 橋 事 業 所   | 千葉県船橋市  |
| 大 手 町 事 業 所 | 東京都千代田区 | 幕 張 事 業 所   | 千葉県千葉市  |
| 両 国 事 業 所   | 東京都墨田区  | 名 古 屋 事 業 所 | 愛知県名古屋市 |

② 使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 数 |
|---------|---------------------|
| 526人    | 9人                  |

(注) 上記使用人の他に、パートタイマー4名（1日8時間換算による期中平均人員）を雇用しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は富士ソフト株式会社であり、同社は当社の株式1,828株（出資比率100%）を保有しております。

当期の同社からの仕入高は576百万円であり、主にソフトウェア開発の委託であります。更に、同社からの借入金残高は5,500百万円であります。

② 子会社との関係

子会社がないため、該当ありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成24年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 富士ソフト株式会社  | 5,500百万円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 87百万円    |
| 株式会社三井住友銀行 | 87百万円    |
| 合計         | 5,674百万円 |

2. 会社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 182,856株
- (2) 発行済株式の総数 1,828株
- (3) 株主数 1名
- (4) 上位10名の株主

| 株主名       | 株式数(株) | 出資比率(%) |
|-----------|--------|---------|
| 富士ソフト株式会社 | 1,828  | 100.0   |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 当社の会社役員に関する事項（平成24年3月31日現在）

| 氏名      | 地位および担当           | 重要な兼職の状況                             |
|---------|-------------------|--------------------------------------|
| 濱 文 男   | 代表取締役会長           | 該当ありません                              |
| 吉 田 實   | 代表取締役社長           | 富士ソフト㈱取締役                            |
| 谷 川 文 雄 | 取締役副社長            | 該当ありません                              |
| 水 口 賢   | 常務取締役             | 同 上                                  |
| 木 元 寛   | 取締役（管理本部）         | 同 上                                  |
| 小 見 明 彦 | 取締役（アウトソーシング事業本部） | 同 上                                  |
| 竹 内 雅 則 | 取締役（企画本部）         | 同 上                                  |
| 多 田 羅 武 | 取締役（営業担当）         | 同 上                                  |
| 藤 田 俊 哉 | 取締役（カスタマー事業本部）    | 同 上                                  |
| 佐 藤 正 実 | 取締役（カード事業本部）      | 同 上                                  |
| 貝 津 治 彦 | 取締役（ソリューション事業本部）  | 同 上                                  |
| 木 村 宏 之 | 取締役               | 富士ソフト㈱執行役員<br>ソリューション事業グループ長         |
| 中 岡 賢 治 | 常勤監査役             | 該当ありません                              |
| 糸 川 繁   | 監査役               | 富士ソフト㈱経営管理部経財室長<br>アイデア・コンサルティング㈱監査役 |

- (注) 1. 取締役 木村宏之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 糸川繁氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動
- ① 平成23年3月31日取締役永田信久氏及び蓮見敏男氏が辞任いたしました。
  - ② 平成23年3月29日開催の臨時株主総会において、木村宏之氏が新たに取締役に選任され、平成23年4月1日就任いたしました。
  - ③ 平成23年6月7日開催の定時株主総会において、佐藤正実氏及び貝津治彦氏が取締役に選任され、同日就任いたしました。
  - ④ 平成24年2月28日開催の臨時株主総会において、吉田實氏が取締役に選任され、平成24年3月1日就任いたしました。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支給人員（名） | 支給額（百万円） | 摘 要 |
|-------|---------|----------|-----|
| 取 締 役 | 11      | 177      |     |
| 監 査 役 | 1       | 10       |     |
| 合 計   | 12      | 187      |     |

- (注) 1. 株主総会の決議（平成21年6月16日）による報酬限度額は取締役200百万円、監査役150百万円であります。
2. 上記報酬等の額には、第28回定時株主総会において決議予定の役員賞与250百万円を含めております。
3. 上記報酬等の額には、取締役及び監査役に対する当事業年度における役員退職慰勞引当金の増加額を含めております。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

| 区 分   | 氏 名     | 他の法人等の業務執行者との兼 職 状 況 | 当社と当該法人との関係           |
|-------|---------|----------------------|-----------------------|
| 取 締 役 | 木 村 宏 之 | 富士ソフト株式会社の執行役員       | 当社の発行済株式数の100%を有する親会社 |
| 監 査 役 | 糸 川 繁   | 富士ソフト株式会社の経営管理部経財室長  | 当社の発行済株式数の100%を有する親会社 |

### ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当する事項はありません。

### ③ 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                      |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 木 村 宏 之 | 当事業年度開催の取締役会のほぼ全回に出席し、主に経営全般の高い見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。   |
| 監 査 役 | 糸 川 繁   | 当事業年度開催の取締役会のほぼ全回に出席し、主に財務経理の専門家の観点から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。 |

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 太陽A S G有限責任監査法人

#### (2) 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額

| 業 務 区 分                                 | 支 払 額 ( 千 円 ) |
|-----------------------------------------|---------------|
| 公認会計士法 (昭和23年法律第103号) 第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 13,000        |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額            | —             |
| 合 計                                     | 13,000        |

(注) 上記金額には消費税は含まれておりません。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携をとりつつ解任または不再任の決定を行う方針であります。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は取締役会において、内部統制システムの体制整備に関する基本方針を以下のように定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### ① コーポレート・ガバナンス

- ・取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および「役員規程」等に従い、担当業務を執行する。
- ・監査役は、「役員規程」および「監査役規程」等に従い、取締役の職務執行の適正性を監査する。

## ② コンプライアンス

取締役および使用人は、「企業倫理規程」および「グループ会社憲章」に則り行動し、教育・研修を通じて会社全体のコンプライアンスの徹底に努める。

## ③ 内部監査

社長直轄の監査室は、法令、定款および社内規程類の遵守状況、職務執行の手續および内容の妥当性等について、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を実施する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書は、「情報セキュリティ管理規程」、「文書管理規程」等に従い、総務部門が関連資料とともに適切に保存・管理を行う。取締役および監査役は、いつでもそれらを閲覧することができる。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① システムリスク、信用リスク、市場リスク、流動リスクその他の様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」等の管理規程を整備し、個々のリスクに関する報告・監視体制を構築する。

② 重大なリスクが発生した場合は、「経営危機管理規程」等に基づき対応する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を月1回開催し、重要事項の意思決定および取締役の業務報告を円滑に行う。

② 取締役の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限および責任の明確化を図る。

- (5) 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

会社は、監査役より職務補助に専従する使用人の設置を求められた場合、補助使用人を置くものとする。当該使用人の人事は、監査役の意見を反映して実施する。

- (6) 取締役および使用人による監査役への報告体制等

① 重要会議への出席

監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

② 報告体制

- ・取締役は法令が定める事項のほか、財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定を行った場合、その内容を直ちに、監査役に報告する。
- ・使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を知った場合、監査役に直接報告することができる。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換会を実施する。

② 監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき密接な情報交換および連携を図る。

③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部専門家を起用することができる。

- (8) 財務報告の適正性を確保する体制

① 財務報告に係る社内規程および「内部統制規程」を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

② 財務報告の適正を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

(9) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 取締役および使用人は、「コンプライアンス規範」および「企業倫理規程」の定めに基づき、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ② 取締役および使用人は、反社会的勢力より経済的利益の提供を求められる事態が発生した場合、およびその事実を察知した場合は、直ちに「ヴィクサス通報窓口」に連絡しなければならない。通報者が、通報した事を理由として報復行為を受ける事の無いように「公益通報者保護法」および「コンプライアンス規程」等に基づき、通報者を保護する。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

# 貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目       | 金 額              | 科 目           | 金 額              |
|-----------|------------------|---------------|------------------|
| (資産の部)    | (10,584,926,809) | (負債の部)        | (10,960,085,410) |
| 流動資産      | (5,000,418,916)  | 流動負債          | (4,087,175,097)  |
| 現金及び預金    | 1,595,714,968    | 買掛金           | 1,978,020,460    |
| 売掛金       | 2,568,474,840    | 短期借入金         | 174,800,000      |
| 仕掛品       | 136,254,737      | 1年内返済予定の長期借入金 | 600,000,000      |
| 貯蔵品       | 3,655,057        | リース債務         | 3,938,726        |
| 前払費用      | 313,163,740      | 未払金           | 472,287,381      |
| 未収入金      | 183,189,797      | 未払費用          | 56,876,706       |
| 繰延税金資産    | 196,481,222      | 未払法人税等        | 283,749,200      |
| その他の流動資産  | 3,567,131        | 前受金           | 2,527,601        |
| 貸倒引当金     | △82,576          | 預り金           | 30,718,837       |
| 固定資産      | (5,584,507,893)  | 役員賞与引当金       | 25,571,729       |
| 有形固定資産    | (2,118,969,293)  | 賞与引当金         | 398,172,457      |
| 建物附属設備    | 146,298,723      | 工事損失引当金       | 6,000,000        |
| 工具器具備品    | 1,738,990,030    | 事業所閉鎖損失引当金    | 5,512,000        |
| リース資産     | 17,293,050       | 資産除去債務        | 49,000,000       |
| 建設仮勘定     | 216,387,490      | 固定負債          | (6,872,910,313)  |
| 無形固定資産    | (1,194,548,061)  | 長期借入金         | 4,900,000,000    |
| ソフトウェア    | 978,547,542      | 長期リース債務       | 15,273,102       |
| ソフトウェア仮勘定 | 216,000,519      | 長期未払金         | 7,350,000        |
| 投資その他の資産  | (2,270,990,539)  | 退職給付引当金       | 1,914,983,211    |
| 投資有価証券    | 399,529,065      | 役員退職慰労引当金     | 35,304,000       |
| 差入保証金     | 598,387,097      | (純資産の部)       | (△375,158,601)   |
| 長期前払費用    | 74,026,118       | 株主資本          | △295,238,395     |
| 繰延税金資産    | 601,081,492      | 資本金           | 93,000,000       |
| 破産更生債権等   | 3,315,577        | 利益剰余金         | △388,238,395     |
| 長期未収入金    | 557,785,207      | その他利益剰余金      | △388,238,395     |
| その他の投資    | 40,198,293       | 繰越利益剰余金       | △388,238,395     |
| 貸倒引当金     | △3,332,310       | 評価・換算差額等      | △79,920,206      |
| 貸倒引当金     | △3,332,310       | その他有価証券評価差額金  | △79,920,206      |
| 資産合計      | 10,584,926,809   | 負債・純資産合計      | 10,584,926,809   |

# 損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

(単位：円)

| 科 目                       | 金 額         |                |
|---------------------------|-------------|----------------|
| I 売 上 高                   |             | 17,851,108,822 |
| II 売 上 原 価                |             | 15,064,665,161 |
| 売 上 総 利 益                 |             | 2,786,443,661  |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |             | 1,682,667,465  |
| 営 業 利 益                   |             | 1,103,776,196  |
| IV 営 業 外 収 益              |             |                |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金         | 5,957,551   |                |
| 助 成 金 収 入                 | 18,312,064  |                |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益         | 5,523,790   | 29,793,405     |
| V 営 業 外 費 用               |             |                |
| 支 払 利 息                   | 84,229,543  |                |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用         | 2,231,810   | 86,461,353     |
| 経 常 利 益                   |             | 1,047,108,248  |
| VI 特 別 損 失                |             |                |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損         | 89,061,960  |                |
| 事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 5,512,000   |                |
| 減 損 損 失                   | 141,365,371 | 235,939,331    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |             | 811,168,917    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税     | 284,180,206 |                |
| 法 人 税 等 調 整 額             | 223,602,243 | 507,782,449    |
| 当 期 純 利 益                 |             | 303,386,468    |

## 株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：円）

|                             | 株 主 資 本    |              |              |
|-----------------------------|------------|--------------|--------------|
|                             | 資 本 金      | 利 益 剰 余 金    | 株 主 資 本 合 計  |
|                             |            | 繰越利益剰余金      |              |
| 平成23年3月31日 残高               | 93,000,000 | △691,624,863 | △598,624,863 |
| 事業年度中の変動額                   |            |              |              |
| 当期純利益                       | －          | 303,386,468  | 303,386,468  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | －          | －            | －            |
| 事業年度中の変動額合計                 | －          | 303,386,468  | 303,386,468  |
| 平成24年3月31日 残高               | 93,000,000 | △388,238,395 | △295,238,395 |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計    |
|-----------------------------|----------------------------|------------------------|--------------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |              |
| 平成23年3月31日 残高               | △126,005,359               | △126,005,359           | △724,630,222 |
| 事業年度中の変動額                   |                            |                        |              |
| 当期純利益                       | －                          | －                      | 303,386,468  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 46,085,153                 | 46,085,153             | 46,085,153   |
| 事業年度中の変動額合計                 | 46,085,153                 | 46,085,153             | 349,471,621  |
| 平成24年3月31日 残高               | △79,920,206                | △79,920,206            | △375,158,601 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理をしております。）

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ・ 商品 …………… 個別法による原価法
- ・ 仕掛品 …………… 個別法による原価法
- ・ 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

[会計方針の変更]

- ・ 有形固定資産の減価償却の方法

当社は、従来より有形固定資産については定率法を採用していましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。この変更は、親会社である富士ソフト株式会社が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更することに伴い、親子会社間の会計処理を統一するため、また、当社の保有資産を見直した結果、減価償却費の期間配分を平準化できる定額法がより経営の実態を適切に表していると判断したことから、変更したものであります。この変更により、従来の方法と比較して当期の減価償却費は15,914,661円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は12,845,964円増加しております。

- ・ 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア … 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法。

自社利用のソフトウェア …………… 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 …………… 定額法

- ・ リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産 … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 …………… 一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別債権の回収不能見込み額を計上しております。
- ・賞与引当金 …………… 支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- ・退職給付引当金 …………… 当期末における退職給付債務見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。  
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌期より費用処理しております。
- ・役員退職慰労引当金 …………… 役員退職慰労金規程に基づき、期末要支給額の100%を計上しております。
- ・役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ・工事損失引当金 …………… 受注制作ソフトウェアに係る将来の損失に備えるため、当期末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌期以降の損失見込額を計上しております。
- ・事業所閉鎖損失引当金 …………… 事業所の閉鎖に伴い、将来発生が見込まれる損失に備え、合理的に見積もられる損失発生見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェア

開発に係る収益及び

- 費用の計上基準 …………… 受注制作ソフトウェア開発契約のうち、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準を適用し、その他の契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する契約の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

### (5) 消費税等の処理方法 …………… 税抜方式

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額          | 1,395,849,768円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務に係る注記 |                |
| 短期金銭債務 .....                | 698,187,361円   |
| 長期金銭債務 .....                | 4,900,000,000円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 関係会社との取引高に係る注記 |              |
| 1. 営業取引            |              |
| 営業収益               | 679,050円     |
| 営業費用               | 576,949,229円 |
| 2. 営業取引以外の取引       |              |
| 営業外費用              | 79,209,526円  |
| 固定資産購入             | 8,088,480円   |

### (2) 減損損失に係る注記

当事業年度においてデータセンターの閉鎖を決定したことに伴い、建物付属設備等の減損損失を141,365,371円計上したものであります。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

|              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 期末発行済株式数 | 普通株式 1,828株 |
|--------------|-------------|

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金の否認等です。

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

|            |                |
|------------|----------------|
| 繰延税金資産     |                |
| 賞与引当金      | 156,999,400円   |
| 退職給付引当金    | 716,406,787円   |
| 役員退職慰労引当金  | 13,101,314円    |
| 固定資産償却超過額  | 19,487,727円    |
| 固定資産減損額    | 95,314,051円    |
| 工事損失引当金    | 2,365,800円     |
| 事業所閉鎖損失引当金 | 2,173,382円     |
| 未払事業税      | 23,602,995円    |
| 未払事業所税     | 6,174,423円     |
| 有価証券評価差額   | 47,159,149円    |
| その他        | 5,780,428円     |
| 繰延税金資産小計   | 1,088,565,456円 |
| 評価性引当額     | △291,002,742円  |
| 繰延税金資産合計   | 797,562,714円   |
| <br>       |                |
| 繰延税金資産の純額  | 797,562,714円   |

### [追加情報]

#### ・税効果会計に使用する法定実効税率の変更

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りであります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日 39.43%

平成27年4月1日以降 37.11%

この税率の変更により繰延税金資産が81,847,900円、その他有価証券評価差額金が6,277,720円、それぞれ減少し、法人税等の金額が75,570,180円増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器、製造設備等一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りです。

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：円)

|        | 取得原価相当額     | 減価償却累計額相当額  | 期末残高相当額    |
|--------|-------------|-------------|------------|
| 工具器具備品 | 120,405,151 | 102,879,452 | 17,525,699 |
| 合計     | 120,405,151 | 102,879,452 | 17,525,699 |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |             |
|-----|-------------|
| 1年内 | 22,976,520円 |
| 1年超 | 1,775,616円  |
| 合計  | 24,752,136円 |

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |             |
|----------|-------------|
| 支払リース料   | 46,703,609円 |
| 減価償却費相当額 | 39,117,018円 |
| 支払利息相当額  | 1,289,134円  |

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については親会社あるいは銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、債権管理基準に従い、取引先ごとの入金管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金及び投資等に係る親会社からの借入であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰予定を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。  
(単位：円)

|                   | 貸借対照表<br>計上額（*） | 時価（*）           | 差額          |
|-------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| (1) 現金及び預金        | 1,595,714,968   | 1,595,714,968   | —           |
| (2) 売掛金           | 2,568,474,840   | 2,568,474,840   | —           |
| (3) 未収入金          | 183,189,797     | 183,189,797     | —           |
| (4) 投資有価証券        | 399,529,065     | 399,529,065     | —           |
| (5) 長期未収入金        | 557,785,207     | 535,475,046     | △22,310,161 |
| (6) 買掛金           | (1,978,020,460) | (1,978,020,460) | —           |
| (7) 短期借入金         | (174,800,000)   | (174,800,000)   | —           |
| (8) 1年内返済予定の長期借入金 | (600,000,000)   | (600,003,692)   | △3,692      |
| (9) 未払金           | (443,571,581)   | (443,571,581)   | —           |
| (10) 長期借入金        | (4,900,000,000) | (4,901,515,007) | △1,515,007  |

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期未収入金

時価について、信用リスクを考慮した金利で割り引いて算出する方法によっております。

## 負債

### (6) 買掛金、(7) 短期借入金及び(9) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (8) 1年内返済予定の長期借入金及び(10) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を再調達金利で割引いて算出する方法によっております。

### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：円)

|        | 1年内           | 1年超5年以内     |
|--------|---------------|-------------|
| 現金及び預金 | 1,595,714,968 | —           |
| 売掛金    | 2,568,474,840 | —           |
| 未収入金   | 183,189,797   | —           |
| 長期未収入金 | —             | 557,785,207 |
| 合計     | 4,347,379,605 | 557,785,207 |

### (注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

|       | 1年以内        | 1年超2年以内     | 2年超3年以内       |
|-------|-------------|-------------|---------------|
| 長期借入金 | 600,000,000 | 600,000,000 | 4,300,000,000 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：円)

| 属性  | 名称        | 議決権所有割合<br>(被所有) | 関係内容    | 取引内容          | 取引金額        | 科目         | 期末残高                  |             |
|-----|-----------|------------------|---------|---------------|-------------|------------|-----------------------|-------------|
| 親会社 | 富士ソフト株式会社 | (被所有 直接100%)     | サービスの受入 | 外注費等          | 576,949,229 | 買掛金        | 81,589,917            |             |
|     |           |                  |         |               |             | 前払費用       | 10,607,154            |             |
|     |           |                  | 資金の援助   |               |             | 前払利息       | 4,882,191             |             |
|     |           |                  |         | 役員の兼任         | 支払利息        | 79,209,526 | 1年内返済<br>予定の長期<br>借入金 | 600,000,000 |
|     | 借入金の返済    | 900,000,000      | 長期借入金   | 4,900,000,000 |             |            |                       |             |

(注1) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 取引条件及び取引条件等の決定方針等

- ① 上記各社との営業取引条件等については、市場価格を参考として一般的取引条件と同様に決定しております。
- ② 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保は提供しておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|            |              |
|------------|--------------|
| 1株当たり純資産額  | △205,228円99銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 165,966円33銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

## 11. その他の注記

[追加情報]

・会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社ヴィクサス  
取締役会 御中

### 太陽ASG有限責任監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柴谷 哲朗 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石原 鉄也 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィクサスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役の監査報告書

### 監 査 報 告 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審査会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽A S G 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月16日

株式会社ヴィクサス

常勤監査役 水 口 賢 (印)

(4) 合并当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 当社

該当事項はございません。

② 株式会社ヴィクサス

平成24年9月27日を払込期日として、総額10億円（新規発行株式数20,000株）の株主割当増資を行っております。また、当該増資資金の全額を平成24年10月に借入金の返済に充当しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

第1号議案で審議される株式会社ヴィクスとの合併に伴い、その効力発生日（平成25年4月1日を予定）をもって、定款の一部を変更するものであります。本定款変更は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件に行うものであります。

- (1) 本合併に伴い、当社の商号の変更を行うものであります（変更案第1条）。
- (2) 株式会社ヴィクスの事業内容に鑑み、当社の事業目的の追加を行うものであります（変更案第2条）。
- (3) 本合併後の経営体制に対応するため、株主総会の招集権者および議長を変更するものであります（変更案第13条）。
- (4) 経営体制の強化および充実を図るため、取締役の員数を増員するものであります（変更案第16条）。
- (5) 本合併後の経営体制に対応するため、取締役会の招集権者および議長を変更するものであります（変更案第20条）。
- (6) 上記のほか、文言の修正・統一等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条（商号）<br/>当社は、<u>ヴィンキュラム ジャパン株式会社</u>と称し、英文では<u>Vinculum Japan Corporation</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的）<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、リース</li> <li>2. コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービス及び情報収集・提供サービス</li> <li>3. コンピュータシステム及び情報通信システムの管理・運用</li> <li>4. データ入力代行</li> </ol> | <p>第1条（商号）<br/>当社は、<u>株式会社ヴィンクス</u>と称し、英文では<u>VINX CORP.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的）<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、<u>販売代理店業</u>、リースおよび賃貸</li> <li>2. コンピュータによる情報処理サービス、<u>情報通信サービス</u>および情報収集・提供サービス</li> <li>3. コンピュータシステムおよび<u>情報通信システムの企画、設計、導入、管理、保守</u>および運用</li> <li>4. データ入力代行</li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5. コンピュータ及び周辺機器の製造、販売、リース、保守</p> <p>6. コンピュータ及び周辺機器の付属品、部品、消耗品の製造及び販売</p> <p>7. コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版及び教育・訓練業務</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>8. コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行及び労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>9. 電気通信工事及び電気工事の施工、設計、管理並びに請負</p> <p>10. 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第14条および第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (取締役の員数)</p> <p>当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> | <p>5. コンピュータおよび周辺機器の製造、販売、販売代理店業、リース、賃貸および保守</p> <p>6. コンピュータならびに周辺機器の付属品、部品、消耗品、事務用品の製造および販売</p> <p>7. コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版および教育・訓練業務</p> <p>8. 流通・小売業に関するコンサルティング業務</p> <p>9. コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行および労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>10. 電気通信工事および電気工事の施工、設計、管理ならびに請負</p> <p>11. 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第14条および第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条 (取締役の員数)</p> <p>当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第20条（取締役会の招集権者および議長）<br/> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第21条～第42条（条文省略）</p> | <p>第20条（取締役会の招集権者および議長）<br/> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>2. 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第21条～第42条（現行どおり）</p> |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

当社と株式会社ヴィクスとの合併に伴い、経営体制の強化および充実を図るため、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、各取締役候補者の選任の効力は、第1号議案および第2号議案が原案のとおり承認可決され、且つ本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年4月1日を予定）をもって発生することといたします。

また、新たに選任される取締役の任期は、平成25年6月開催予定の第24回定時株主総会の終結の時までといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、重要な兼職状況ならびに<br>当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 吉田 實<br>(昭和24年4月24日生) | 昭和48年4月 日本ユニバック株式会社<br>(現 日本ユニシス株式会社)<br>入社<br>平成11年4月 同社金融システム営業第二<br>本部長<br>平成12年4月 同社金融営業第一本部長<br>平成13年4月 日本ユニシス情報システム株式<br>会社(現 ユニアデックス株式<br>会社) 取締役<br>平成16年6月 富士ソフトABC株式会社<br>(現 富士ソフト株式会社)<br>入社 営業本部本部長補佐<br>平成16年10月 同社ソリューション事業本部<br>副本部長<br>平成17年10月 同社営業本部長<br>平成18年6月 同社専務取締役<br>平成19年6月 同社代表取締役専務<br>平成21年6月 同社専務取締役<br>平成24年3月 同社取締役(現任)<br>平成24年3月 株式会社ヴィクス代表取締役<br>社長(現任) | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、重要な兼職状況ならびに<br>当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | 谷川文雄<br>(昭和27年3月31日生) | 昭和50年4月 株式会社ダイエー入社<br>昭和54年10月 株式会社ビッグエー入社<br>(出向)<br>平成8年3月  同社経営企画室長<br>平成13年12月 株式会社ダイエー情報システム<br>(現 株式会社ヴィクサス)<br>移籍 ソリューション事業部長<br>平成17年3月 同社営業本部副本部長<br>平成18年9月 同社ソリューションサービス<br>事業部長<br>平成19年6月 同社執行役員ソリューション<br>サービス事業部長<br>平成20年4月 同社取締役<br>平成20年5月 同社取締役ソリューション事業<br>本部長<br>平成21年6月 同社常務取締役社長補佐兼ソリ<br>ューション事業本部長<br>平成23年6月 同社代表取締役社長<br>平成24年3月 同社取締役副社長(現任)                                                                                                                                                                                                           | 一株             |
| 3     | 藤田俊哉<br>(昭和32年10月9日生) | 昭和55年4月 株式会社ダイエー入社<br>平成13年12月 株式会社ダイエー情報システム<br>(現 株式会社ヴィクサス)<br>移籍 リテイルシステム事業部<br>企画開発部長<br>平成14年3月 同社ソリューション事業部営業<br>3部長<br>平成15年10月 同社ソリューション事業部営業<br>1部長兼ソリューションビジ<br>ネス部長<br>平成16年9月 同社ソリューション事業部<br>ソリューション企画部長<br>平成17年3月 同社営業本部ソリューション<br>企画部長兼ダイエー再生プロ<br>ジェクト部長<br>平成17年6月 同社ダイエープロジェクト<br>リーダー<br>平成18年3月 同社営業本部リテイルプロ<br>ジェクトリーダー<br>平成18年3月 同社流通システム事業部流通<br>ビジネス部長<br>平成18年9月 同社流通システム事業部長<br>平成19年6月 同社執行役員流通システム事業<br>部長<br>平成20年5月 同社カスタマー事業本部副本部<br>長<br>平成22年6月 同社取締役カスタマー事業本部<br>副本部長<br>平成22年10月 同社取締役カスタマー事業本部<br>長<br>平成24年4月 同社常務取締役ソリューション<br>事業本部長(現任) | 一株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、重要な兼職状況ならびに<br>当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 木元 覚<br>(昭和37年10月2日生) | 昭和60年4月 株式会社エルディ商会入社<br>昭和61年5月 小杉会計事務所入所<br>昭和62年4月 富士ソフトウェア株式会社<br>(現 富士ソフト株式会社) 入社<br>平成7年10月 同社経営企画室長<br>平成12年4月 同社経営企画部長<br>平成14年4月 同社管理本部経営企画部長<br>平成18年4月 同社管理本部副本部長兼経営企画<br>部長<br>平成19年1月 同社管理本部副本部長<br>平成19年5月 同社管理本部副本部長兼経営企画<br>部長<br>平成19年12月 同社管理本部副本部長<br>平成20年4月 富士ソフトディーアイエス株式<br>会社 (現 株式会社ヴィクサス)<br>取締役 (出向)<br>平成20年5月 同社取締役管理本部長<br>平成21年10月 同社移籍 取締役管理本部長<br>平成24年4月 同社常務取締役管理本部長<br>(現任) | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 富士ソフト株式会社は当社の親会社であり、株式会社ヴィクサスは富士ソフト株式会社の子会社です。現在を含めた過去5年間における各取締役候補者の富士ソフト株式会社およびその子会社での地位および担当は略歴に記載のとおりです。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

当社と株式会社ヴィクサスとの合併に伴い、監査体制の強化および充実を図るため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任の効力は、第1号議案が原案のとおり承認可決され、且つ本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年4月1日を予定）をもって発生することといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、重要な兼職状況および<br>当社における地位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 水口 賢<br>(昭和27年9月5日生) | 昭和50年4月 株式会社ダイエー入社<br>昭和60年9月 株式会社オーエンス<br>(現 株式会社ヴィクサス) 入社<br>(出向)<br>平成4年3月 同社ストアシステム開発部シニア<br>マネージャー<br>平成12年3月 同社管理本部経営計画部長<br>平成13年12月 同社移籍<br>平成14年3月 同社CVSシステム事業部長<br>平成17年3月 同社流通システム事業部長<br>平成18年9月 同社経営企画部長<br>平成20年4月 同社取締役<br>平成20年5月 同社取締役技術本部長<br>平成21年3月 同社取締役上場準備担当<br>平成22年4月 同社取締役技術本部長<br>平成22年6月 同社常務取締役社長補佐兼技術<br>本部長<br>平成22年8月 同社常務取締役社長補佐兼カード<br>事業本部長<br>平成23年11月 同社常務取締役社長補佐兼カード<br>事業担当兼RTJ担当<br>平成23年12月 同社常務取締役社長補佐兼カード<br>事業担当兼技術担当兼RTJ担当<br>平成24年4月 同社常勤監査役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 富士ソフト株式会社は当社の親会社、株式会社ヴィクサスは富士ソフト株式会社の子会社です。現在を含めた過去5年間における水口賢氏の富士ソフト株式会社およびその子会社での地位および担当は略歴に記載のとおりです。  
 3. 水口賢氏は、社外監査役候補者であります。  
 ①同氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の企業経営に関する豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対する適正な監督、チェック機能を果たしていただくことで、企業の健全性の確保、透明性の高い公正な経営監視体制の強化を期待できると判断したものであります。  
 ②同氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の定義によります。）である株式会社ヴィクサスの業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号）となったことがあります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

大阪市北区堂島浜二丁目1番25号  
 社団法人中央電気倶楽部 511号室  
 TEL (06) 6345-6351 (代表)



## 交通のご案内

### ○交通機関

- ・ JR大阪駅より 徒歩約10分
- ・ JR北新地駅より 徒歩約5分
- ・ 阪神梅田駅より 徒歩約7分
- ・ 地下鉄四ツ橋線 西梅田駅より 徒歩約7分
- ・ 地下鉄四ツ橋線 肥後橋駅より 徒歩約5分
- ・ 京阪中之島線 渡辺橋駅より 徒歩約5分

### ○ご注意

- ・ 会場駐車場はご利用できませんので、なるべく上記交通機関をご利用ください。